

検収日の報告を受け、貸付料等の納入期限を明示した「貸付料等総括表」及び貸付物件の「内訳表」を、受託団体等経由し借受者に送付しますので、本票に基づき貸付料等を納入していただきます。なお、機構は各納入期限の1ヶ月前に、受託団体等に納入依頼書を発送します。参考までに、貸付料等の年1回払いと年4回払いの内容は下表のようになります。

(例) 取得価額 2,000,000 円、貸付開始日：2022/7/01 } これらの内容は、
貸付終了日：2029/6/30 } 内訳表に明示

年1回払

貸付料等総括表

貸付金利(譲渡料にはかかりません)

第1回目検収月の末日の3ヶ月後以降1年毎

1. 貸付料

(単位：円)

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	合計金額	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額
2022/10/31	85,720	8,572	3,000	97,292	22,510	11,400	0
2023/10/31	257,142	25,714	8,571	291,427	0	7,320	0
2024/10/31	257,142	25,714	7,285	290,141	0	6,180	0
...	第1回は年間貸付料の 4/12 の額(検収月含め4ヶ月分)						
2028/10/31	257,142	25,714	2,142	284,998	0	1,090	0
小計	1,628,572	162,856	35,139	1,826,567	22,510	35,710	0

2. 最終回貸付料

2029/07/31	171,428	17,142	571	189,141	0	220	0
------------	---------	--------	-----	---------	---	-----	---

3. 譲渡代金

2029/10/31	200,000	20,000	0	220,000	0	0	0
------------	---------	--------	---	---------	---	---	---

合計	2,000,000	199,998	35,710	2,235,708	22,510	37,940	0
----	-----------	---------	--------	-----------	--------	--------	---

最終回の3ヶ月後までに取得価額の10%(納入により所有権移転)

ICT、楽酪 GO など補助付きリースが対象

年4回払

貸付料等総括表

・動産物件の故障・全損等の事故に備える損害保険
・貸付期間中の保険料全額を第1回目に納入

第1回目検収月の末日の2ヶ月後以降3ヶ月毎

1. 貸付料

(単位：円)

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	合計金額	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額
2022/09/30	64,305	6,430	2,250	72,985	22,510	4,330	0
2022/12/31	64,285	6,428	2,169	72,882	0	60	0
2023/03/31	64,285	6,428	2,089	72,802	0		
2023/06/30	64,285						
2023/09/30	64,285						
...							
2029/03/31	64,285	6,428	160	70,873	0	290	0
小計	1,735,715	173,558	32,531	1,941,804	22,510	34,900	0

毎回3ヶ月分(第1回目は検収月を含め)

リース債務を保証する保険(債務減少に応じ、各回保険料は減額となる)

2. 最終回貸付料

2029/06/30	64,285	6,428	80	70,793	0	220	0
------------	--------	-------	----	--------	---	-----	---

3. 譲渡代金

2029/09/30	200,000	20,000	0	220,000	0	0	0
------------	---------	--------	---	---------	---	---	---

合計	2,000,000	199,986	32,611	2,232,597	22,510	35,120	0
----	-----------	---------	--------	-----------	--------	--------	---

最終回の3ヶ月後までに取得価額の10%(納入により所有権移転)

これまでと同じ3ヶ月後

- ・本資料は、税法上の基本的な取扱いを説明するものです。
- ・補助事業で実施されるリースにあっては、補助金交付対象者がリース会社か借受者かにより一部税務取扱いが異なります。詳細は貸付決定の同封資料を参照ください。

1. 所得税・法人税法上の取扱い（売買取引）

(1) 機構のリース形態（ファイナンス・リース取引）

リース期間終了後に借受者に譲渡する譲渡条件付リースの「所有権移転リース」

(2) リース物件の経理処理

所有権移転リースで借り受けた物件は、所得税・法人税法上は「売買処理」で行うこととなっています。

したがって、借受者は貸付開始日（＝検収日）に購入したものとして、自らの固定資産（償却資産）として計上、費用として減価償却費を計上。

リース料として機構に支払う金額は、割賦販売の代金支払いと見なされ、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

区 分	計上内容（売買取引）
（損益計算書） 費 用	減価償却費
（貸借対照表） 資 産	リース物件の簿価
負 債	リース料の未払金

2. 消費税法上の取扱い（仕入税額控除の対象）

借受者が課税事業者で、且つ、簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の課税期間の消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上に係る消費税} - \text{課税仕入れに係る消費税}$$

リース物件借り受けの年（度）の所轄税務署に納付すべき消費税の計算は、リース物件が「課税仕入れ」となり、借受者が貸付期間中に機構に支払う基本貸付料及び譲渡料に係る消費税は、一括して仕入税額控除することができます。

損害保険（構築物・車両・動産）について

機構は、貸付施設等の事故や故障の修理費又は全損解約に伴うリース債務の精算等にかかる借受者の負担軽減を図るため、全ての貸付施設等は損害保険に加入することを貸付の条件としています。

貸付施設等に事故又は故障が生じた場合は、借受者は速やかにその事故等の状況を、受託団体等を通じて機構に報告し、修理が可能であるときは自己の負担において修理・復旧を進め、係る修理費補填等に保険金を充当していただきます。

1. 構築物

- ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災を補償する契約。

2. 車 両（「自動車登録」又は「標識交付」を受けたもの。）

- ・貸付車両の修理費や盗難等を補償する自動車（車両）保険。（自賠責保険とは別）

◎損害保険（火災、自動車（車両））…機構を保険金受取人（損害保険＝質権者、JA 共済＝被共済者）として、借受者自らの負担で契約する。

対象物件は、貸付契約書別表の備考欄に「要保険手続」と記載。

※ 受託団体等は、検収実施当日に加入状況を確認して報告し、加入を促進する。
なお、3ヶ月以降不加入を知った場合は、機構に報告。

3. 動産物件…動産物件（前1、2を除く。）に係る損害保険。

◎動産総合保険…機構が損保会社と一括契約。借受者は貸付期間中の保険料負担金全額を第1回目に納入。（貸付期間の年毎の残価率に応じ保険料算出）

対象物件は、貸付契約書別表の備考欄が「空欄」の動産物件。

～ 動産総合保険の概要（抜粋） ～

★補償の対象となる損害

- ・すべての偶発的な事故により生じた損害

火災、落雷、盗難、雪害、水災（特約；台風、暴風雨等による洪水等で生じた損害を含む）等

★補償の対象とならない損害

- ・自然の消耗・劣化、さび、カビ、変質、ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ・ベルト、チェーン、ゴムタイヤ、バケット、ショベル等の歯・爪に相当する部分等の損害
- ・地震若しくは噴火又はこれらの津波によって生じた損害等
- ・故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因する損害

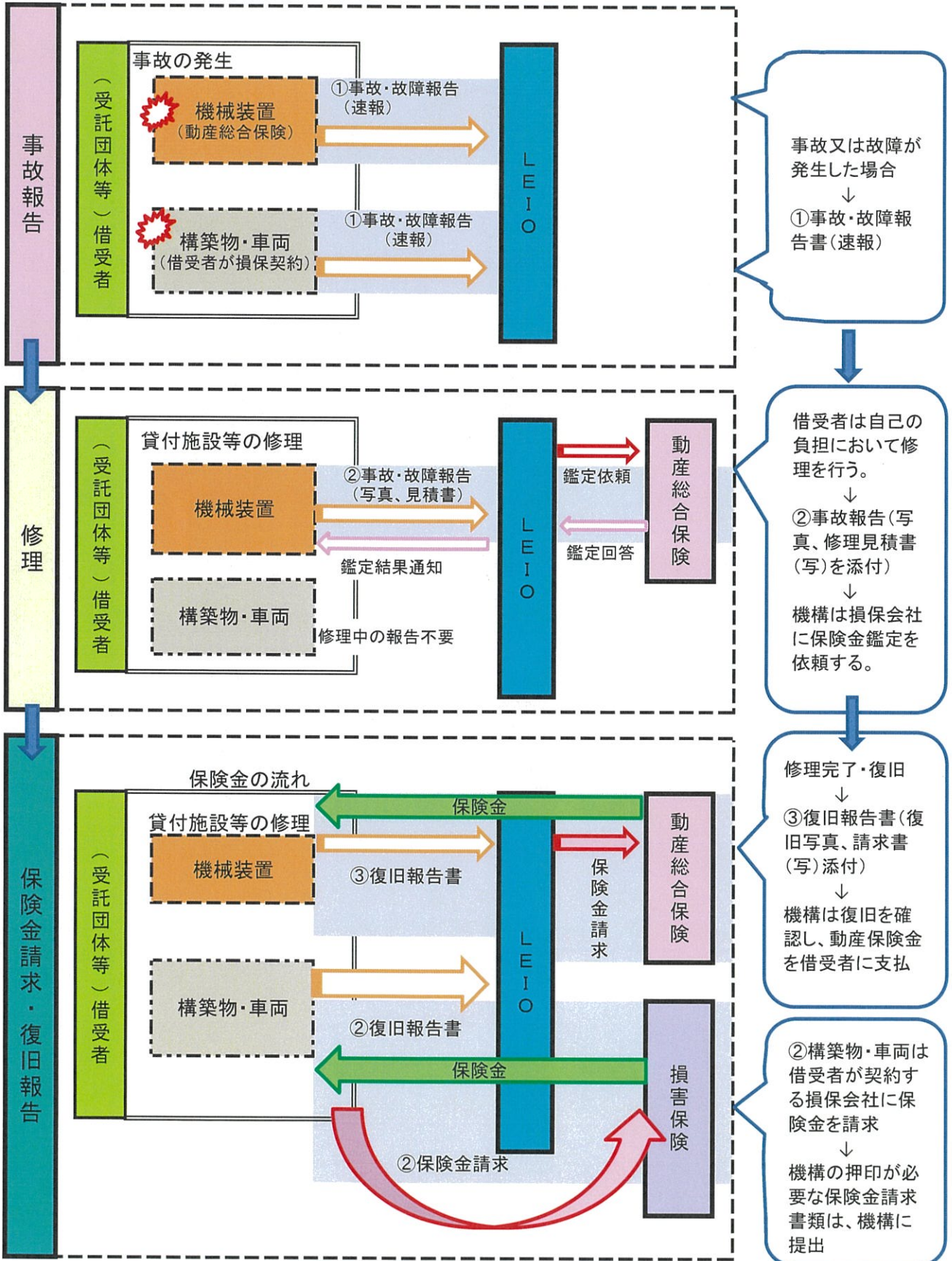
★支払われる保険金

- ・損害保険金（損害保険会社が該当物件の残価率等適用し鑑定。免責額：1万円）
- ・機構は、修理費の自己負担を軽減するため、臨時費用保険金等も付加します。

貸付施設等に事故・故障等が発生したときの手続き

資料4

・貸付施設等に事故又は故障が生じた場合、借受者は速やかにその事故等の状況を受託団体等を通じて機構に報告すると共に、修理可能な場合は速やかに復旧を図り、使用を継続してください。



※ 報告書様式は、機構HPIに掲載しています。